

お 客 様 各位

亀 有 信 用 金 庫

「お客さまの情報に関する定期的な確認のご協力についてのお願い」送付のお知らせ

近年、日本および国際社会において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取り組みの重要性が高まっています。

こうした中、金融庁は金融機関等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本的な考え方である「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定・公表しています。

全国の信用金庫では、関係省庁と連携し、預金口座を悪用した特殊詐欺被害等の防止、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（※）の強化を通じて、お客さまが安心・安全に預金口座等をご利用いただける環境整備に取り組んでおります。

この一環として、犯罪収益移転防止法、及び金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえて、既にお取引をいただいているお客さまに対して、お客さまの現在の情報（住所・ご職業、お取引目的など）を定期的にご確認させていただき取組みを行っております。

当庫におきましても、既に口座を開設されているお客さまにつきまして、お客さまのお取引内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただきましたお客さまに関する情報やお取引の目的等を再度確認させていただいております。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、本取組みにご理解を賜り、「お客さまの情報に関する定期的な確認のご協力についてのお願い」に、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

（※） マネー・ローンダリングとは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関等を転々とさせて資金の出所を隠す行為です。また、テロ資金供与とは、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為です。

○ご不明な点がございましたら、下記照会先までご連絡ください。

亀有信用金庫 事務部 TEL 0120-011-755

受付日：月～金曜日（祝日及び金庫休業日を除く） 受付時間：午前 9 時～午後 5 時

*もしくは、最寄の亀有信用金庫 営業店（[【参照①】](#)）窓口へお問い合わせ下さい。

【参照①】 亀有信用金庫 営業店

【参照②】 「定期的な情報確認に関するよくあるご質問」

【参照③】 「信用金庫とお取引をいただいているお客様へ」 全国信用金庫協会、金融庁

【参照④】 確認シート 項目の説明

外国の重要な地位にある方について

資本多数決法人の実質的支配者の判定における「議決権」の考え方について

【参照①】 亀有信用金庫 営業店

本店	東京都葛飾区亀有 3-13-1	03(3603)0171(代)
堀切支店	東京都葛飾区堀切 4-9-3	03(3697)2185(代)
青戸支店	東京都葛飾区立石 8-18-19	03(3697)7111(代)
柴又支店	東京都葛飾区柴又 1-37-10	03(3607)3111(代)
竹之塚支店	東京都足立区西竹の塚 1-19-10	03(3899)1101(代)
水元支店	東京都葛飾区東水元 2-10-7	03(3608)1151(代)
三郷支店	埼玉県三郷市戸ヶ崎 2-284	048(955)3231(代)
八柱支店	千葉県松戸市常盤平陣屋前 6-2	047(388)1205(代)
早稲田支店	埼玉県三郷市谷口字野杭 631-3	048(953)1311(代)
八潮支店	埼玉県八潮市中央 2-12-20	048(995)7711(代)
松戸支店	千葉県松戸市大金平 4-252	047(343)6111(代)
三郷前谷支店	埼玉県三郷市戸ヶ崎 3-116-2	048(956)4311(代)
飯塚支店	東京都葛飾区西水元 1-26-13	03(3600)1171(代)
佐野支店	東京都足立区佐野 1-25-2	03(3628)1212(代)
三郷駅前支店	埼玉県三郷市三郷 2-20-1	048(953)1151(代)
細田支店	東京都葛飾区細田 5-21-1	03(3650)8811(代)
高州支店	埼玉県三郷市高州 1-291-1	048(955)5100(代)
東八潮支店	埼玉県八潮市大字木曾根 1382-3	048(997)5121(代)
綾瀬支店	東京都足立区東綾瀬 1-21-17	03(3620)9911(代)
亀有駅北口支店	東京都葛飾区亀有 5-29-5	03(5682)9321(代)
南八潮支店	埼玉県八潮市大字大曾根 529-3	048(995)5131(代)
八條支店	埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根字沖通 925-1	048(997)9481(代)
吉川支店	埼玉県吉川市木売 3-7-5	048(981)7331(代)

【参照②】「定期的な情報確認に関するよくあるご質問」

— 定期的な情報確認に関するよくあるご質問 —

＜定期的な情報確認について＞

Q. なぜ私の情報を確認する必要があるのでしょうか？

A. 犯罪組織やテロ組織は、善良なお客さまに紛れて気づかれないように取引をしようとします。お一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことが、犯罪組織の不正利用の防止につながります。また、お客さまになりすました犯罪者が口座を利用していないかなど、お客さまが金融犯罪に巻き込まれないためにもご協力のほどお願いいたします。

Q. こうした確認が行われるのは、私が疑われているからでしょうか？

A. 定期的な情報確認は、原則、すべてのお客さまに対して、ご協力をお願いしているものであり、特定のお客さまにお願いをしているものではありません。

＜お取引目的等確認シートについて＞

Q. 「確認シート」のすべての項目について必ず回答しないといけないのでしょうか？

A. お手数ですが、適切な情報の確認のため、可能な限り多くの質問項目にご回答いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

Q. 「確認シート」について回答したくないのですが？

A. お客さま皆さまのご協力によって、マネー・ローンダリング及び金融犯罪の防止が可能となります。

本調査は、お客さまの住所といった現在の情報の確認に加え、なりすまし取引に利用されていないかなどを確認させていただくための大切な調査となりますので、何卒ご理解いただき、可能な範囲でご協力のほどよろしくお願いいたします。

【特殊詐欺などの金融犯罪にご注意ください！】

- 最近では、いろいろな手口で、お客さまの情報を取得しようとしたり、キャッシュカードを詐取しようとする詐欺の手口も多く発生しています。不審な点がある場合には、お取引のある信用金庫の本支店にご連絡・ご照会ください。
- 特に、「お客さまの情報」の定期的な確認にあたり、信用金庫の職員が「キャッシュカードをお預かりすること」や「暗証番号をお聞きすること」はありませんのでご注意ください。

信用金庫とお取引をいただいているお客さまへ 「お客さまの情報」の定期的な確認について ご理解とご協力をお願いいたします

—マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください—

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、**信用金庫を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み(※)について、それぞれ所定の方法により順次行っております。**

(※)既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

このようにお客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、**信用金庫からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。**

最近とは異なる方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生していますので、もしも不審な点がある場合には、お取引のある信用金庫の本支店にご照会いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



<ご参考>

・金融庁 HP

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

・全信協 HP

https://www.shinkin.org/attention/money_londering.html

【参照④】 確認シート 項目の説明

外国の重要な地位にある方について

1. 外国の重要な地位にある方

「外国の重要な地位にある方」とは、以下のいずれかに該当する方です。

(1) 現在、外国において以下の重要な地位のいずれかにある方

- ①国家元首
- ②日本における内閣総理大臣、国務大臣（外務大臣・法務大臣等）、副大臣に相当する職
- ③日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
- ④日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ⑤日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員に相当する職
- ⑥日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職
- ⑦中央銀行の役員
- ⑧予算について国会の議決を経るか、承認を受けなければならない法人（国営企業等）の役員

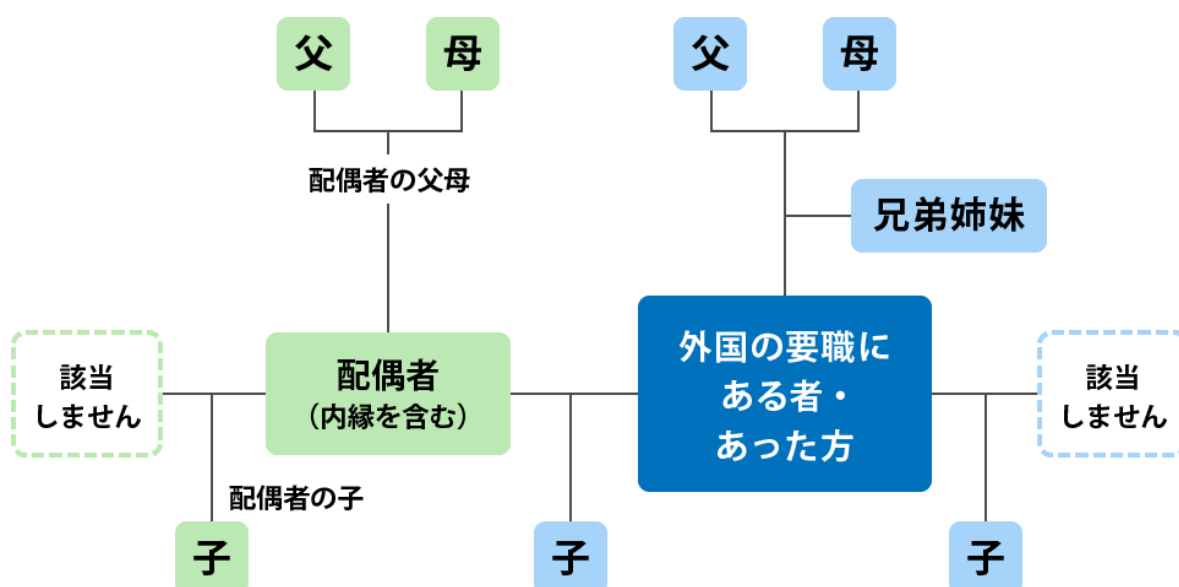
(2) 過去に上記（1）①～⑧のいずれかの地位にあった方

(3) 上記（1）①～⑧、（2）のいずれかに該当する方の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、配偶者の子（配偶者には事実婚を含みます。）

(4) 法人の事業活動に支配的な影響力を持つ方が、上記（1）①～⑧、（2）（3）のいずれかに該当する法人

2. 外国の重要な地位にある方に該当する親族の範囲

上記 1. (3) に記載されている「外国の重要な地位にある方」に該当する親族の範囲は下図のとおりです。



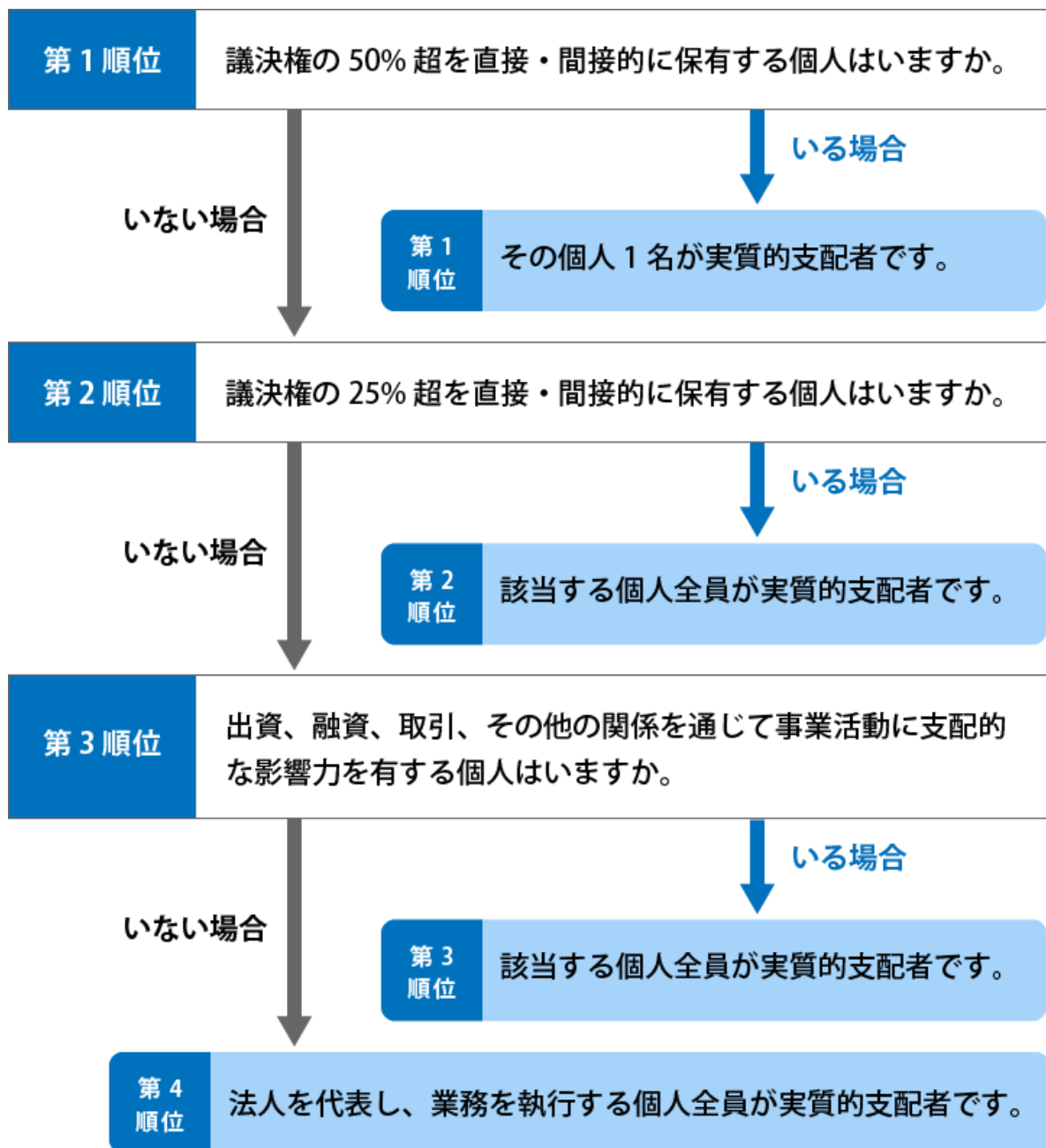
資本多数決法人の実質的支配者の判定における「議決権」の考え方について

1. 資本多数決法人（株式会社、特例有限会社、投資法人、特定目的会社など）の実質的支配者

株式会社、特例有限会社、投資法人、特定目的会社などの資本多数決法人の実質的支配者は、以下のとおりです。（「法人・団体の事業活動に支配的な影響力を持つ個人」を法令上「実質的支配者」といいます。）

なお、実質的支配者の判定においては、国・地方公共団体・独立行政法人・上場会社・店頭公開会社等の法令上「国等」として規定されている法人・団体とその子会社については、「個人」とみなして判定します。

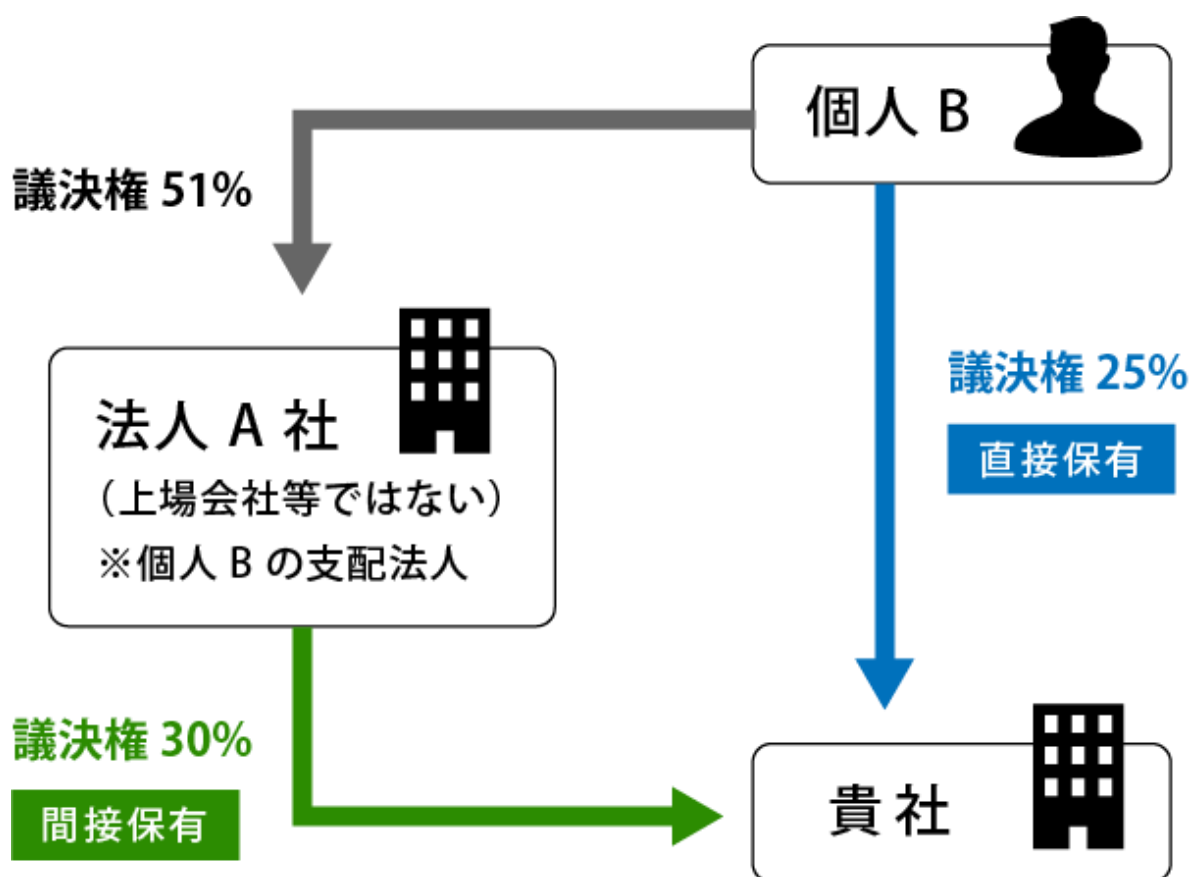
「個人」とみなされない法人は実質的支配者にはなり得ず、その法人の議決権を保有する個人・法人を、最終的に「個人」になるまで遡って確認します。



2. 「直接保有」「間接保有」の考え方

議決権を「直接」保有する、「間接的に」保有するという意味について、以下の図の例で説明します。

貴社の議決権を、上場会社等でない法人 A 社が 30%、個人 B が 25% 保有し、個人 B が法人 A 社の議決権の 51% を保有していると仮定します。



直接保有

個人 B は貴社の議決権の 25% を「直接」保有していることになります。

「直接」保有だけでは議決権は「25%超」ではない（25%を超えていない）ため、実質的支配者にはなりません。

間接保有

1. 法人 A 社が独立行政法人や上場会社等の法令上の「国等」やその子会社に該当しない場合、法人 A 社は実質的支配者にはなりません。法人 A 社の議決権を保有している個人・法人の有無を確認します。
2. 法人 A 社の議決権の 50%超を保有する個人 B がいるときは、法人 A 社を個人 B の「支配会社」といい、個人 B は支配会社である法人 A 社を通じて「間接的に」貴社の議決権 30%を持つものとして、個人 B が直接保有する議決権 25%に法人 A 社が保有する議決権 30%すべてを合算します。
3. その結果、個人 B は直接保有 25%と間接保有 30%の合計 55%を保有することになり、50%超の議決権を保有するため、第 1 順位の実質的支配者となります。
直接保有 25%+間接保有 30%=55%

※間接保有分については、 $30\% \times 51\%$ という掛け算はせず、30%全部を間接保有として合算します。